

浜田市人権教育・啓発推進基本計画（概要）

第 I 章 基本計画策定にあたって

<p>1. 策定の趣旨</p>	<p>21世紀に向けての新しいまちづくりとして、「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」の実現をめざします。その実現の基本理念として、今日の国際的な潮流を視野に入れ、差別のない明るく住みよい社会の構築のためには、豊かな人間性と人権尊重を主要な柱として、市民一人ひとりが同和問題をはじめ様々な人権問題について一層理解を深め、自らの人権意識を見つめ直す人権教育・啓発活動を市民と行政が一体となって今まで以上に積極的に推進していく必要がある。</p> <p>そのための「道しるべ」として、本計画を策定した。</p>
<p>2. 計画の期間</p>	<p>浜田市総合振興計画と合わせ、平成18年度から平成22年度までの5年間、浜田市総合振興計画の進捗状況と併せて推進する。</p>
<p>3. 推進基本計画</p> <p>組織・基盤の整備</p>	<p>「一人ひとりが大切にされ、人が輝き、文化のかおる人権尊重のまちづくり」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 偏見や差別をなくす人権・同和教育啓発の推進 ◇ すべての人が大切にされる人権教育・啓発の推進 ◇ 差別と不合理に気づき、市民一人ひとりが輝くまちづくり ◇ 子どもの命と人権を守る教育の推進 ◇ 心を育む教育・文化のまちづくり ◇ 地球にやさしく人間重視の生活環境づくり </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">具体目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 部落差別解消の実現 ◇ 障害のある人、刑を終え出所した人たちの自立と社会参画の実現 ◇ 男女共同参画社会の実現 ◇ 在住外国人への差別解消の実現 ◇ 身近な差別解消の実現 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">組織・基盤の整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">推進組織づくり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">啓発推進の支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育・啓発の充実</div> </div> <p style="text-align: center;">〔教育・啓発〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生涯学習関連施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民組織</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自治会 公民館 市民グループ等</div> </div> </div>

(1) 教育・啓発を推進する組織づくり

人権教育・啓発を支援し、人権尊重のまちづくりを進める組織のあり方について、市民各層の代表と行政が一体となって組織する「人権・同和教育推進協議会」を設置し、「人権尊重のまちづくり」の実現に向けた施策形成の中核に位置付ける。また、市行政においては人権教育・啓発の推進に全庁あげて取り組む。

(2) 啓発推進の支援

啓発推進の支援体制を整備することは重要な課題です。「学習に関する資料の提供」「指導講師派遣」「指導者の育成・提供」「推進事業の実施」「研修体制の見直しと内容の精選」などソフト事業の充実を図る。

(3) 教育・啓発の充実

学習者が自己の問題として主体的に取り組む人権学習を推進するために内容・方法の工夫と充実を図る。

- ・学校教育における人権・同和教育の推進
- ・社会教育における人権・同和教育の推進
- ・家庭教育における人権同和教育の推進
- ・企業その他社会における人権・同和教育の推進

<p>4. 基本計画の役割</p>	<p>(1) 人権・同和教育啓発を推進し、人権・同和問題の正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりをめざす活動の指針とする。</p> <p>(2) 21世紀を真に人権の世紀とするために、「一人ひとりが大切にされ、人が輝き、文化のかおる人権尊重のまちづくり」の道しるべとする。</p> <p>(3) 市民の一人ひとりが、共生の社会の中で生きる力を身につけ、豊かで充実した生き方を実践していく、人権啓発推進の施策を明らかにする。</p> <p>(4) 市民の人権意識を高め、差別や偏見を許さない世論の形成と社会的環境を醸成する人権教育啓発活動の指針とする。</p> <p>(5) 人権尊重のまちづくりの方向性を示し、市民や行政などの役割と協力関係の指針とする。</p>
--------------------------	--

第Ⅱ章 人権尊重の市民社会をめざして

<p>1. 人権問題の現状と今日的課題</p>	<p>(1)今日の人権問題</p> <p>「人権教育のための世界計画」「国の人権擁護推進審議会の答申」を受けて「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体でも、今日的課題、地域の実情を踏まえ人権教育及び啓発の推進が強く求められる。浜田市においても人権が尊重され、あらゆる差別が解消されるよう、次のとおり具体的な課題への取組みを推進する。</p> <p>(2)身近な重要な課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性 <ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画社会の形成促進 ②男女平等を促進する教育・啓発 ③女性の人権が尊重される社会の形成 ○子ども <ul style="list-style-type: none"> ①児童の権利に関する条約などの理解促進 ②いじめ・不登校や虐待問題への取組み ③健全育成にむけての取組み ④相談体制の充実 ○高齢者 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉教育、啓発活動の推進 ②就労対策の推進 ③生きがい対策の推進 ④相談体制の充実 ○障害者 <ul style="list-style-type: none"> ①「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発 ②障害者の理解を深めるための福祉教育の推進 ③障害者の社会参加と職業的自立の支援 ④相談体制の充実 ○同和問題 <ul style="list-style-type: none"> ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進 ②就労問題への取組み ③集会所活動への支援及び相談機能の充実 ④えせ同和行為の排除 ○外国人 <ul style="list-style-type: none"> ①差別意識解消のための啓発の推進 ②在住外国人と「共に生きる」地域社会づくりの推進 ③外国人のための労働環境の整備 ④外国人のための相談体制の充実 ○患者及び感染者等 <ul style="list-style-type: none"> ①エイズ感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進 ②ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進 ③O-157など感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進 ④膠原病など難病に対する支援 ⑤インフォームド・コンセントの普及
-------------------------	---

	<p>○犯罪被害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被害者の心情に配慮した対応 ②被害者への支援活動への推進 ③相談体制及び被害者の安全確保の推進 <p>○アイヌの人々</p> <ul style="list-style-type: none"> ①アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努める。 <p>○刑を終えて出所した人たち</p> <ul style="list-style-type: none"> ①刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されないよう関係機関、関係団体との連携・協力して啓発活動に努める。 <p>○インターネット</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般のインターネット利用者に対して、個人のプライバシーや名誉による人権侵害に関する正しい理解を深める啓発活動を推進する。 <p>○「島根あさひ社会復帰促進センター」設置に関連して</p> <p>平成20年10月、「島根あさひ社会復帰促進センター」が供用開始となる。この施設は従来の職業訓練に代わって民間企業等が受刑者の職業訓練の実施に積極的に参画し、再発防止、社会復帰に寄与しようというものです。</p> <p>企業等の就労支援をはじめ出所後の地域社会の温かい理解、受入れ体制が欠かせません。このために、受刑者、刑を終えて出所した人々たちの人権について理解、啓発につとめる。</p> <p>○その他の人権問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①浜田市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、個人の権利利益の保護を図る。 ②迷信や情報通信メディアの悪用などによる差別や偏見をなくすための啓発をすすめる。 <p>(3)社会風土と慣習</p> <p>社会風土を形成する住民の生活意識や考え方、生活感情の中には、不合理な差別や偏見が温存され、生活の場面に根をはっています。例えば、個性や違いを排除し同質化を求める傾向、「大安」「友引」といった迷信にとらわれやすい社会体質、自分の判断よりも「世間体を重んじる風潮」「出生地・家柄・学歴」などによって、人や結婚相手の価値を決めるなどのような意識、考え方は人権尊重の精神に逆行し、差別の温存・助長につながるものです。このような住民の意識や感情を除去していく教育・啓発がきわめて大切である。</p> <p>(4)日常生活における人権感覚</p> <p>浜田市は、一人ひとりの人権が尊重され、心から豊かさを実感できる社会の実現を目指しています。私たちの日常生活を振り返り、見つめ直すとき様々な人権課題があることに気づかされます。私たち一人ひとりが自らの日</p>
--	--

常生活の言動の中で、固定観念や偏見に気づくことによって人権感覚を磨き、自らの意識の中に存在する「人を排除・除外・差別する」言動を改め、人間としての尊厳を大切にすることを築くことに努めなければならないと考える。日常生活における気づき—自己変容—実践の積み上げこそ、最も大切にすべきことである。

(5)人権啓発・研修をめぐる課題

人権研修に当たっては、「自らをふりかえり、これまでの自分に気づく」研修が大切です。人権に関する情報や人権擁護のあり方を受動的に聞くだけでなく、参加型等の学習を通して、人権問題について、互いに考えあう姿勢が欠かせません。

このような研修を通して、日常生活の言動について、人権の視点で見つめ直すことができるようになり、そのことが鋭敏な人権意識や人権感覚を育てることにつながると考えられる。

2. 人権問題の教育・啓発推進の基本的方向

(1)教育・啓発の推進にあたっては、これまでの人権・同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法の評価を踏まえ推進する。

(2)同和問題をはじめ様々な人権問題を知識としてではなく、「自分のこと」として受け入れるために、人権意識の高揚を図り、その啓発に努める。

(3)偏見や差別のない社会を築くために、積極的に人権・啓発を推進し、人権を大切にする態度の醸成に努めます。

(4)心から豊かさを実感できる「共生の心」「人権という普遍的な文化」を醸成するまちづくり事業を充実し、効果的な市民教育・啓発の推進に努めます。

(5)人権尊重の理念を基礎として、市民相互の連帯と共感的人間関係を深めるコミュニティーの形成を図ることに努める。

(6)教育・啓発活動のマンネリ化、参加者の固定化を解消するため、市民の意識、要望、実態などを把握して、魅力的な啓発の内容と手法を開発するとともに「明るく、考えて、さわやかで、楽しく、和やかな」啓発を推進することに努める。

重点事項	具体的事項
* 推進組織づくり	* 人権ネットワークの構築 * 人権・同和教育推進協議会等の結成
* 啓発推進の支援	* 啓発推進まちづくりの事業の推進 * 推進指導者の育成、講師派遣
* 教育・啓発の充実	* 生涯学習体系への位置付け * 学習形態、教材、方法等の創意工夫 * 市民講座、学習会などの充実

第Ⅲ章 人権・同和問題の解決に向けて

<p>1 市民意識の向上と人権・同和問題</p>	<p>同和対策事業、地域改善対策などの特別対策事業によって、生活環境等の実態的差別の解消は成果が現れており、さらに教育・啓発による心理的差別解消への取り組みの積み重ねより、人々の意識や認識にも前進が見られるようになった。同和問題の現状をみると、今なお多くの課題が残っている。結婚、就職に対する差別意識など心理的差別は依然として根強く存在している。さらにはかなりの人が「自分には差別する気はないし、同和問題は自分に関係ない問題だ」「いまさら寝た子を起こさなくても、同和問題は自然になくなる」「同和問題は今の時代には、ほとんどあり得ないこと」など無関心の意識をもっていると思われ、それらの人たちの意識改革を図る教育・啓発を進めていくことが、これからの大きな課題といえる。</p>
<p>2 学校人権・同和教育推進への取り組み</p>	<p>同和問題への解決には、教育の果たす役割はきわめて重要です。とりわけ学校教育における人権・同和教育への期待は大きいものがある。市内の公立幼稚園、小・中学校では推進計画により全校(園)で取り組み、または浜田市人権・同和教育協議会(年3回)等、教職員の研修も計画的に実施されている。「人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う取り組み」や「進路保障」については、より一層具体的な取組みが必要である。</p> <p>学校人権・同和教育の推進を図るうえで、教職員の同和問題に対して正しい認識の高揚と人格形成にきわめて大きな役割と影響を自覚して取り組む必要がある。</p>
<p>3 社会人権・同和教育充実に向けて</p>	<p>1980年以降、「同和教育推進協議会(H15年より人権・同和教育推進協議会)」結成し啓発活動の推進体制を整備するとともに、各種啓発・学習活動を実施し、学習の機会の拡充を図ってきました。その結果、市民の人権・同和問題に対する関心と理解も深まりつつある。</p> <p>(1) 公民館における人権・同和教育</p> <p>(2) P T Aにおける人権・同和教育</p> <ol style="list-style-type: none"> ① P T Aにおける人権・同和教育を推進していくとき、指導者の育成が必要 ② 身近な問題をテーマにしながら、人権・同和問題の解決に向けて学習を深めることが必要。 ③ 系統的・継続的学習を通して、仲間づくりを進め自主的な学習グループを育てることが必要。 ④ 研修内容・方法には積極的に参加できるよう工夫と評価に努め推進することが必要。 <p>(3) 市職員の人権・同和教育</p> <p>(4) 自治会活動における人権・同和教育</p>

<p>4 社会人権・同和教育の推進と啓発活動</p>	<p>(1) 推進体制の現状と課題</p> <p>(2) 新浜田市における人権・同和教育啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人権・同和教育、人権意識定着のための学習会、研修会の実施 ② 人権・同和教育研究集会の実施（含共催） ③ 人権に関する講座、講演会、啓発等資料の情報発信及び参加促進 ④ 企業・介護保健施設等への啓発活動推進と実施
<p>5 集会所における活動の現状</p>	<p>地域交流学习・教養講座・趣味講座などを実施している。近年では地域内での研修のみならず他地域との交流活動に積極的に取り組み、人権・同和教育への願いが語られ、意見交換も充実しつつある。特に学校教育現場との交流活動には注目すべきものがある。</p>
<p>6 人権・同和教育啓発推進にあたって</p>	<p>(1) 教育・啓発推進の基本的考え方</p> <p>教育・啓発の推進にあたっては、これまでの人権・同和教育や啓発の中で積み上げられた成果と、手法への評価を踏まえて取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 差別を見抜き、差別を許さない、人づくり・地域づくりに取り組むために、正しい理解と認識を深めるよう、学習機会の拡充と推進体制の整備に努める。 ② 人権・同和教育を、差別のない住みよいコミュニティーをめざした「まちづくり」の中に位置づけ、住民共通の課題として取り組む。 ③ 参加学習のように感性に訴え、差別をなくす実践力を培う教育・啓発の工夫に努める。 ④ 教育活動の中に人権尊重の理念を位置付け、人権尊重の精神を徹底するような啓発推進 ⑤ 啓発・学習活動を推進する上で、その核となる指導者の養成・確保と資質の向上に努める。 ⑥ 身のまわりの様々な人権問題を取り上げながら、自らの生活や生き方との関わりにおいて、人権・同和問題が学習できるよう、参加者の立場に立った啓発・学習活動の推進に努める。 <p>(2) 教育・啓発推進の基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 組織や基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア. 人権・同和教育推進協議会の整備と活性化 イ. 総合的な推進体制 ウ. 関係者機関との連携強化とネットワークづくり エ. 人権教育・啓発推進委員会(仮称)の設置 オ. 研修体制の見直しと充実

(3) 基本計画の具体的な方向と内容

① 企業啓発の推進

重 点 事 項	具 体 的 事 項
*企業啓発のための組織体制づくり	*市内の企業が組織的、計画的に研修し、同和問題の解決と人権尊重の職場ができるよう組織体制づくりの支援 *各企業の責任者、推進委員をもって組織する人権・同和問題啓発企業連絡協議会(仮称)結成の支援
*企業(職場)研修の充実	*企業(職場)研修の支援と協力

② 社会教育における人権・同和教育の推進と市民啓発

重 点 事 項	具 体 的 事 項
*地区公民館を単位とした教育・啓発推進のための計画、継続的な実践	*公民館職員、運営委員等の研修 *公民館事業への人権・同和教育への位置づけと実践 *家庭における人権・同和教育の推進 *参加者の拡大、学習深化を図る学習内容方法の改善 *交流学习の推進 *関係機関、団体との協力、支援 *広報活動による啓発

重 点 事 項	具 体 的 事 項
*PTA活動としての人権・同和教育研修と支援	*役員研修の支援 *会員研修を研修計画に位置づけ「学ぶPTA」の実践 *市の連合体組織としての取組みとその支援

③ 市民啓発促進まちづくり事業

*全市民を対象に講演会等の開催 *啓発パンフレットの全世帯配布 *地域の啓発指導者の指導養成講座の開催 *地域の啓発推進関係団体・組織の支援と助成
--

基本的な考え方	④行政としての教育・啓発	
	重点事項	具体的事項
	*市職員、行政関係者の計画的な研修の充実	*多様な研修方法の工夫と内容の充実 *人権問題職場研修推進委員の養成と活用 *研修会への積極的な参加 *集会所交流研修への参加
	*広報活動による啓発	*人権パンフレットの編集と発行 *市報による人権シリーズ掲載 *人権標語、人権作文、人権ポスターの募集、その掲示や冊子編集と配布
	*関係機関との連携、支援	*集会所活動の支援・指導講師研究会 *行政と支援加配教員等(小・中・高)との連絡会(月1回)H10年度から実施 *県関係機関・他市、町との連携
	⑤学校における人権・同和教育	
	*教職員研修の充実	*同和問題をはじめ様々な人権問題への理解と認識の深化及び指導力の向上 *研修方法の創意工夫と改善 *感性育てる指導の工夫 *差別を現実に学ぶ研修
	*推進体制づくり	*全教育活動への位置づけとその明確化 *全体構想、指導計画の策定とその実践 *校内研修体制の確立 *教材、資料の整備と活用
	*諸団体との連携と交流	*同和地区との交流 *地域・保護者との連携による研修と推進 *格学校間の連携と交流
	*基礎学力向上、進路保障への取組	*生きる力の育成への努力 *基礎学力向上、進路保障の理解と指導
*その他	*市教研人権・同和教育部会との連携と支援 *教職員研修における連携と支援	

⑥保育園(所)幼稚園での人権・同和教育

浜田市では「保育園(所)幼稚園、人権集会」を毎年実施してきました。今後も保育園・幼稚園職員の人権・同和教育への理解と認識を深め、さらに子供達の心の豊かさ、自尊感情等を育み、たくましく生きる力を培う人権・同和教育の推進と保護者への啓発を図る。

*職員研修の実施	*保育園(所)・幼稚園職員研修の支援と協力 *保・幼稚園長会議、子育て支援課等との連携による職員研修の実施
*保護者の啓発	保護者研修の支援

⑦集会所活動への支援

- 相互に連携を図り交流学习(訪問研修)の計画的、継続的推進を図れるよう、その促進に努める。
- 地区住民と周辺地域住民の両者が参加する地域ぐるみの教育・文化活動が積極的に推進されるようその促進に努める。
- 文化活動・学習活動を再構築し魅力ある内容になるよう支援する。
- 集会所活動の一層の充実と活動のための条件整備に努める。

浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏名	所属・職名等	備考
山崎 壽松	全日本同和会島根県連合会 浜田支部長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会副会長・専門委員
川上 英世	三隅自治区人権同和教育 推進協議会長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
鎌原 茂幸	金城町連合自治会長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
岡本 修治	金城自治区公民館連絡 協議会長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
上野 茂	旭自治区公民館連絡 協議会長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
山崎 昭三	弥栄自治区公民館連絡 協議会長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
岡田 昭二	浜田市総務部長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員
浅田 勇	浜田市教育委員会教育部長	浜田市人権・同和教育推進 連絡協議会委員・専門委員